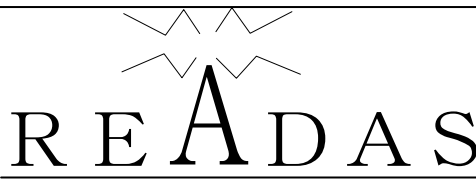


第 4862 号	 <b>READAS</b> リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2013年)平成25年 11月 26日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 消費税と印紙税

**Q**：当社は不動産売買を営む会社です。消費税率が上がりますが契約書に貼る収入印紙はどうなりますか？

**A**：記載方法によって税額が変わってきますので、注意してください。

### 【解説】

来年4月から消費税率が8%に上がりますが、契約書に貼る収入印紙も記載方法によって税額が変わってきますので、注意しましょう。

印紙税法では、たとえば、次のように①契約書において、消費税額等が区分記載されているとき、又は②税込価格及び税抜価格が記載されていることによってその取引に当たって課されるべき消費税等が明らかである場合は、その消費税額等は印紙税の記載金額に含めないこととなっています。

- ①消費税額等が区分記載されている場合  
その取引に当たって課されるべき消費税額等が具体的に記載されていることをいい、次のような記載をいいます。  
譲渡金額1,080万円、うち消費税額等80万円
- ②税込価格及び税抜価格が記載されていることによってその取引に当たって課されるべき消費税等が明らかである場合  
取引に係る消費税額等を含む金額と消費税額等を含まない金額の両方を記載することにより課されるべき消費税額が容易に計算できることをいい、次のような記載をいいます。  
譲渡金額1,080万円、税抜価格1,000万円

